

2022 年 6 月 8 日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 清水 伸幸

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見

貴委員会から2022年3月15日に公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」という。）の提案について、基本的に同意します。

記

（主要な論点）

質問 1 基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

1. 基準開発の必要性及び緊急性

（コメント）

企業のニーズも踏まえて、速やかに基準開発を行う必要があると考えられる。なお、ブロックチェーン技術を用いて取引されるデジタル資産（非代替性のトークン（以下「NFT」という。）を含む。）の取引についても検討の対象に含めるべきであると考えられる。

(理由)

本論点整理第 25 項では、速やかに我が国の基準開発を行うべきではないとの考え方の根拠として、現在観察できる取引事例が少数であること、また、暗号資産の私法上の取扱いが明らかではなく、さらに、国際的な基準開発が行われていない現状を掲げている。

ここで、ブロックチェーン技術の応用による ICO の促進は、新たな資金調達手段として、日本の産業発展を促すものとなる可能性があるとの意見が聞かれている。しかし、本論点整理第 13 項では、会計基準が定まっていないことに起因し対象取引が阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性があるとの意見も聞かれているとされている。

このため、これらの結果として観察できる取引事例が少数である可能性がある。すなわち、会計基準が定まっていないことに起因して、企業に一定のニーズがあるにもかかわらず、実際に企業が対象取引を行うことが難しい状況が生じているとも考えられる。

また、私法上の取扱い及び国際的な基準開発が行われていない現状については、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

(以下「実務対応報告第 38 号」という。)の公表時点も同様であると考えられ、ICO トークンの発行等についても当面必要となる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めるアプローチは必ずしも不可能ではないと考えられる。

以上から、企業のニーズも踏まえて、速やかに基準開発を行う必要があると考えられる。

なお、市場規模が拡大しているとされる NFT を含むブロックチェーン技術を用いて取引されるデジタル資産の取引についても、会計基準が定まっていないことに起因し対象取引が阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性がある点は同様であると考えられる。

特に、これらのデジタル資産が資金決済法上の暗号資産の定義に該当しない場合には、実務対応報告第 38 号の範囲から除外されていることから、ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に限らず、より広い範囲をカバーする早急な基準開発のニーズは高いものと考えられる。

以上から、ブロックチェーン技術を用いて取引されるデジタル資産 (NFT を含む。)の取引についても検討の対象に含めるべきであると考えられる。

質問 2 ICO トークンの発行者における発行時の会計処理 (第 28 項から第 36 項参照)

ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点であるとしており、(1) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引におい
--

ては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）とする考え方と、(2) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適当と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

2. ICO トークンの発行時の会計処理

（コメント）

原則として (1) の考え方を前提に会計基準の開発に着手すべきであるとする。

ICO の発行取引に特有の事情に起因して等価交換が成立しないことがあり得る場合であって、ICO トークンの発行取引の実態を会計上適切に描写するのであれば (2) の考え方を取り入れることも考えられるが、ICO トークンの発行取引の実態をさらに検討することが必要であると考えられる。

（根拠）

本論点整理第 34 項にも記載されているとおり、伝統的な会計基準では、経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱い、譲渡したものの時価とその対価として受領したものの時価のうち、より客観的に信頼性をもって測定可能な時価により双方を測定することが原則的な考え方である。

例えば、Initial Exchange Offering（以下「IEO」という。）において、購入者に対して販売価格の算定根拠の開示、審査が求められているケースが存在する（一般社団法人日本暗号資産取引業協会 資金決済に関する法律に関する自主規制規則 新規暗号資産の販売に関する規則第 5 条 (5)、第 18 条）。このようなケースにおいては、通常、等価交換が成立しており、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるとの特徴は有していないものと考えられる。

ここで、経済合理性のある取引であれば、通常は、等価交換が成立していると扱うことが適当であり、ICO トークンの発行取引においても、等価交換が成立していると考えられるケースは存在することから、これを前提として会計基準の開発に着手すべきであると考えられる。

一方、本論点整理第 33 項では、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースが存在し、その要因に、値上がり益の獲得のみを目的として、ICO トークンの募集に応じる投資家が少なからず存在することを挙げている。

この点、例えば、企業がプラットフォームの開発コスト相当額を支払い、代わりに現時点では無価値のトークンを受領するといったケースの存在も聞かれている。このようなケースにおいては、値上がり益の獲得により投資を回収することを目的として、企業が ICO トークンの募集に応じるということも考えられる。

しかし、その他の要因の詳細な分析がなされていないため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方が適当であるかの判断はできないものと考えられる。

仮に、上記のように ICO の発行取引に特有の事情に起因して等価交換が成立しないことがあり得る場合であって、ICO トークンの発行取引の実態を会計上適切に描写するのであれば (2) の考え方を取り入れることも考えられるが、ICO トークンの発行取引の実態をさらに検討することが必要であると考えられる。

(その他の論点)

質問 3 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点 (第 38 項及び第 39 項参照)

本論点整理の第 38 項及び第 39 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICO トークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考えた場合、それはどのような論点ですか。

第 38 項及び第 39 項の考え方については、同意するが、次の点について検討していただきたい。

3. 財又はサービスの提供に対する対価として、資金決済法上の暗号資産を受領する場合の会計処理

(コメント)

財又はサービスの提供に対する対価として、資金決済法上の暗号資産を受領する場合の会計処理を検討することが考えられる。

(理由)

資金決済法における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引法における定義を満たす電子記録移転権利に関連する取引は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の適用範囲から除かれており(収益認識会計基準 3 項 (7))、財又はサービスの提供に対する対価として、資金決済法上の暗号資産を受領する取引は、収益認識会計基準の適用対象外になると考えられる。また、実務対応報告第 38 号において、当該取引の定めはない。

このため、財又はサービスの提供に対する対価として、資金決済法上の暗号資産を受領する場合には、暗号資産を認識する時点はいつか(財又はサービスの提供時点など暗号資産の移転を受ける権利が確定する時点や、実際に暗号資産が移転する時点等)、また、収益をいつの時点の暗号資産の時価(取引の契約締結時点の時価や、財又はサービスの提供時点の時価等)により測定するかについて、現行の会計基準では明示的な定めはなく論点になると考えられる。

質問 4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点(第 40 項及び第 41 項参照)

本論点整理の第 40 項及び第 41 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

第 40 項(4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理を除き、同意する。

4. 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理
(コメント)

組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)の開発に際し、本論点整理第 40 項(4)の論点も取り扱い、有価証券に係る現行の定めを準用することを選択肢に入れることも含め、その会計処理を検討すべきと考えられる。

(理由)

ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を活用して電子記録移転権利として組合等を組成する場合、株式等と同様に事実上流通し得るものであり、組合等への出資の売買取引が行われる蓋然性が高いことが想定される。

現行の組合等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金

(金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券としてみなされるものについては有価証券)として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する、いわゆる「純額法」の会計処理となる(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)) 132 項)。

組合等への出資の売買を行う場合、その取引価格は組合等の財産の持分相当額と一致するとは限らず、この場合の差額をどのように会計処理するか、金融商品実務指針においては明確ではない。また、仮に当該差額を何らかの方法により損益処理する場合には、売買が繰り返される際に、組合等への出資の会計処理における損益計上と、売買取引時の損益計上が行われることで、組合等への出資の時価を踏まえた取引の実態を適切に現わさないことが考えられる。

組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合、従来の組合等への出資と異なり株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえると、その保有の会計処理を現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いのみとすると、その性質上多くのケースで会計処理に困難性が生じることが想定される。

実際に取引事例が生じていることも踏まえ、本公開草案の開発に際して当該論点も取り扱い、その保有目的によって、売買目的有価証券やその他有価証券に係る会計処理の定めを準用することを選択肢に入れることも含め、その会計処理を検討すべきと考えられる。

なお、電子記録移転権利に該当しない通常の組合等への出資についても、売買取引は生じ得るものであり、上記の取引価格と組合等の財産の持分相当額の差額の会計処理の論点は同様に生じ得る。また、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定適用指針」という。)の開発時においても、いわゆる純額法、折衷法及び総額法の会計処理の使い分けの状況が必ずしも明らかではない可能性もあり、組合等への出資の会計処理については今後の検討課題であることが認識されており(時価算定適用指針第 49-18 項)、今後、組合等への出資全般の会計処理についても検討を行うことが望まれる。

質問 5 その他

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

5. ICO トークンの発行者が負担する義務を負債として認識した場合の事後測定等 (コメント)

ICO トークンの発行者が負担する義務を負債として認識することとした場合の事後測定等についても検討対象の論点に含めるべきである。

(理由)

本論点整理第 32 項では、ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理として、発行時において、会計上、受領する対価を資産として認識するとともに、負担する義務を負債として認識することになると考えられるとされている。

この点、当該負債についてどのようなアプローチを採用するかにより、負債の事後測定額や負債の取り崩し時点、すなわち損益が認識されるタイミングが異なることになると考えられる。

ICO トークンの発行者が負担する義務を会計上の負債として計上する場合には、その事後測定やどのように取り崩すかも論点となると考えられるが、本論点整理では検討対象とはされていない。

このため、ICO トークンの発行者が負担する義務を負債として認識することとした場合の事後測定等についても検討対象の論点に含めるべきである。

以 上